

第五回参議院労働委員会會議録第十三号

(三五一)

昭和二十四年五月十四日(土曜日)午後二時二十二分開会

本日の會議に付した事件

○公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) これより労働委員会を開会いたします。先ず本委員会に本付託となりました公共企業体労働関係法の施行に関する法律案について御審議をお願いいたします。この法案につきましては、質疑の段階まで入りまして、本付託になるまで中止したような次第でありますので、質疑の続行をお願いいたします。

○原虎一君 この法案は予備審査で相当質疑應答があつて打ち切りの状態になつておりますが、衆議院で別に修正もないようでありまして、質疑を打ち切ることの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田節男君) 只今原委員からの動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。討論なさる方は先ず賛否を明らかにして討論をお願いいたします。

○中野重治君 共産党はこの点に反対です。その理由を述べます。これは公共企業体労働関係法そのものが悪いのであつて、それを含めて労働関係法規を全面的にいい方に改めなければならぬ点が多々あるのですから、この公共企業体労働関係法が作られようとするのに、我々は反対しましたが、この悪いものの実行に関するものでありますから、その理由においてこれに反対します。

○委員長(山田節男君) 外に御発言はございませんか……、他に御討論ないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田節男君) 異議ないものと認めます。それでは本公共企業体労働関係法の施行に関する法律案につきまして採決に入ります。公共企業体労働関係法の施行に関する法律案につきまして、これを可とされる方の御挙手をお願いいたします。

〔挙手者多数〕

○委員長(山田節男君) 多数であります。よつて本案は多数を以て可決されました。尚、本案件につきまして、委員長報告は前例に従ひましてこれを行いたいと存じますので、多数意見者の御署名をお願いいたしますことにいたします。

多数意見者署名

竹下 豊次 村尾 重雄

田村 文吉 早川 慎一

原 虎一 門屋 盛一

平野善治郎 一松 政二

岡田喜久治

○委員長(山田節男君) 署名はこれと認めますか……、署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

署名はこれと認めます。

○委員長(山田節男君) 続きまして本委員会に本付託となつております労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案に入ります。先ず大臣より労働組合法案外一件に対しまする提案理由の御説明をお願いいたします。

○國務大臣(鈴木正文君) 労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案につきましてはその提案理由と大体の構成を去る六日本會議において御説明申し上げたのでありますが、当委員会に上程に当りまして逐條的に今少しく詳細に御説明を申し上げます。

先づ、労働組合法案について申し上げます。この法案提出に至りました理由は、三年間の現行労働組合法施行の経験から見て、立案当時予想せられなかった不備の点が現れて参つたこと、眞に自主的、民主的な、且つ経済再建に對してその責任をみずから負うところの自由にして建設的な労働組合が、九原則実行に不可欠最大の基礎をなすと考えたこと、並びに新憲法及びその成立後に行なわれました諸立法との調整を図る必要が生じて來たこと等の三点にあること、及びこの法案は現行法の片仮名書文語体を平仮名書文語体に改める必要上、形式的には全文改正の手續を取つておりますが、実質的には一部改正に止め、公職その他各方面の意見と、経済九原則の円滑な実施のため諸情勢を考慮いたしまして、改正は漸進的に措置することとしたしてあるものであることについては、すでに本會議で御説明いたしましたところでありました。

第一章、総則は本法の目的定義など本法全体に關係する事項を規定してあるのであります。現行法は旧憲法當時に公布施行せられ、その後今日の日本國憲法の施行を見、その第二十八條は現行法第一條第一項とは同様のことを規定いたしました関係上、本法案におきましては同條同項を改正いたしました。本法の目的である労働者の團結權、団体行動權の基本的事項を取上げてこれを明確化しております。第二項本文は現行法の文語体を口語体に改めただけですが、これに但し書を付加いたしましたのは、労働組合の正当な行為は罰せられないという本文の規定が、ややもすればばいまいと解釈せられておつた從來の経験に鑑みまして、少くとも労働組合の暴力行使等は正当な行為でないということを明らかにいたそうとした結果であります。第二條につきましては、本法案の大目的である労働組合の自主性確立のためである。但し書第一号及び第二号を改正して、労働組合に加入し得る者の範圍を明示すると共に、使用者の財政上の援助を禁止した外現行法と変わりありません。第三條の労働者の定義も現行法と同様であり、第四條は國家公務員法の改正と関連いたしまして所要の改正を施したのであります。

第二章、労働組合の章につきましては、現行法の規定中届出、規約変更命令、組合解散命令等、行政廳乃至裁判所の関與に関する規定を一切廃止して、労働組合の一層自由な發展を期すると同時に、第五條において組合員の平等權、公平な会計監査及び役員選舉、同盟罷業、規約改正における無記名投票制等を組合規約の記載事項とすることにより、労働組合の民主性、責任性の保障を図り、且つ労働組合の資格を備えないもの、又はその規約が必要要件を満たさない労働組合に対しては、本法並びに労働関係調整法の手続に參與できず、救済が與えられないこととしたしております。第七條においては、使用者が正当な理由なくして団体交渉を拒否することを禁止して、団体交渉権を擁護し、その不当労働行為の範圍を拡充して、使用者の労働組合に対する一切の干涉妨害を排除することにより、團結權及び団体行動權を保障したのであります。その他の点につきましては組合の自由な發展を期するという建前から第十條の組合解散の事由を整備しただけで、第十二條の民法の準用規定を整備した点において変更を見ておる外は現行法と同様であります。

第三章、労働協約の章につきましては、第十五條において労働協約の不合理な延長を排除することにより、合理的な労働関係の保障を図り、又現行法第二十一條及び第二十五條は從來殆んど実益がなかつたのでこれを削除いたして、法の簡素化を図ることとしたしました。外は現行法と概ね同様であります。

第四章、労働委員会の章につきま

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

においては三人」と修正されており、これは政策的な面が出ておるものでありまして、即ちそれらの代表委員は全部五人ずつなのであります。東京は特に取扱が多いというので、現在は臨時委員制度を活用いたしまして、七人になっておる現状からいたしまして、これを六人に改め、尚そついたしまして、そのうち五人であります。二人、七人でありまして三人は同一の政党に属してはならない。これは中労委の線に同調いたしておるのであります。それから第二十一條の前の見出しであります、「(会議の公開)」という見出しが不適当でありますので、「公開」を削除するといふように改めております。それから次は、二十二條に次の一項を加えて、「労働委員会は前項の臨検又は検査をさせる場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証書を携帯させ、関係人にこれを呈示せなければならぬ」と。これは現行法にもあるものでありまして、やはりこれは必要であるから挿入するといふことであります。これは技術的問題であります。それからその次は、第二十七條の第三項の終りの方に「中央労働委員会が第二十五條の規定により再審査の開始を決定するまでの効力を有する。」の「再審査の」次に「結果、これを取り消し、又は変更したとき」に限り、その効力を失ふ、こういふふうにしたしまして、「開始を決定するまでの効力を有する」といふのを削除いたしております。それからその次第五項のこれは三行目の終りの方であります、「従うべき旨を命じ、又は」の次に「当事者の申立により、若しくは職権で」を加えることにいたしてお

ります。これはやはりいづれも運営技術上から言ひまして、これは不備な点であるといふので入れておるのであります。それからその外は、先程申しました労働省設置法及び、ちよつと申し落したもので前に帰ります。二十二頁の第七項「使用者が当該労働委員会の命令につき」の「当該」を削除し、その次の「中央労働委員会に再審査の申立をせず、且つ」といふのを削除いたすのであります。これも技術上の不備であります。それからその他は労働省設置法及び運輸省設置法の一部を本法の改正に伴つて改正するので、この点は純技術的な問題でありますので、説明を省略して頂きます。

労働関係調整法の一部を改正する法律案におきましては、これは一部改正法律案の三頁であります、三十七條の次にこの法律案におきましては、「二項を加える。」こういたしまして、「前項の期間が満了した時から六十日を経過した後、公益事業に關し、関係当事者が争議行為をなすには、新たに前項に規定する条件を満たさなければならぬ」と。これを削除いたしておるのであります。以上大体簡単であります。が改正された要点を申し上げました。

○委員長(山田節男君) これを以ちまゝして政府委員よりの両法案に対する提案理由の説明、並びに衆議院で修正された両法案に対する修正事項の説明が終つたわけであります。続いて逐條審議に移るべきであります。先般委員よりの申込によりまして、本両法案を慎重に審議するために、過日の衆議院における両法案に対する公聴会の記録並びに本院の去る五月八日におきます公聴会の記録、これを作成後

に逐條審議を始めたといふお申出がございました。理事会の方におきまして、その旨決定いたしましたのでございませう。尚その資料は今日中に労働委員会の事務局において完成して、皆様の手許に差上げることになつておりますので、来週の月曜日より逐條審議に入りたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。それではこれを以て本日……。

○中野重治君 資料に關して一つ労働省に要求したいことがあるのですが、それはこの前配られた資料でありまして、それは労働運動に附随して発生した製鋼反動事件の内容等々の資料であつて、これはこの前本会議で早川議員からも質問の材料になつております。これは労働局で作られたもので、最高裁判所事務局刑事部第一課編、労働関係事件判決集によればどうなつております。これでそれによつて昭和二十三年六月までのさまざまの事件、例えば暴力行爲三十二件、傷害十三件、業務妨害十一等々といふふうになつていますが、これがどういふ標準で又一審、二審、三審といふふうな結果とはどんな關係で抜き出されてゐるか、よく分りませんので、是非この最高裁判所事務局刑事部第一課編、労働関係事件判決集といふものを一つ労働委員に配つて欲しい、これは今度の労働組合法の改正の第一條第二項、暴力行爲の問題に關係しませんが、これは組合全体として、又労働委員としても可なり大きく問題となつておりますから、それを論議するためには是非必要ですから、

このことを早く取り運んで欲しいといふことが一つ、それから同じくこれには、最近の暴行沙汰のような事例を四つばかり聞いておりますが、例えば非常にやかましかつた延岡の旭化成のことも、三行ぐらゐで載つておりますから、こういう要約が出て来た原資料ですね、これは抜萃でもよいのです。抜き書きでもよろしいです。これに關するやつを出して欲しい、それから組合關係の不正の問題についても、同様で、その全文が欲しいのです。それから、その原資料、それを是非出して頂きたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 只今の中野委員からの御要求は労働省の方の原本が、非常に分厚なものが一冊しかないやうでありますので、これは労働委員会の事務局との打合せで、その要領でも結構ですから各委員に提供して頂きたいと思ひます。

○門屋盛一君 先般委員長はこの委員の運営方法は理事会で決めた、あの報告の通りに決まつたんですか。

○委員長(山田節男君) 提案理由です。今日提案理由だけに、資料を今日中に集めて頂いて、来週から逐條審議を……。

○門屋盛一君 すると一般の質問は省略するわけですか。

○委員長(山田節男君) 一般の質問のことはお諮りしなかつたですか。どうでしょう一般の質問……。

○門屋盛一君 大体我々も昨日の常任委員長懇談会で強調したんですが、そ

れで運営委員会としても会期の延長を決定します重大な資料といひまして、いろいろ労働法規というものを重要に考へておるのであります。今までの關係法規に對しても質問があつたのです。必ずしも本会議場におきます大臣の説明と質問だけでは、私一般の質問が終つたと思われぬ。それから理事会におきましては、一般質問というものが全然抜けておるけれども、どういふわけかお聞きしたいと思ふ。

○委員長(山田節男君) これは理事会の……。

○門屋盛一君 それならば、理事会で決まつたやつたら、第一委員長は一般質問のことお諮りなく、月曜日から逐條審議に入るのは、委員長少し独断過ぎはしないか、我々はもつと一般質問を経過して、然る後に逐條審議に入るといふ建前からお諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 只今門屋委員からのお話ですが、私は先程月曜日から入るといふことを申し上げましたが、門屋委員から本法案に対する一般質疑から始めたいといふ、こういう御発言でございますが、これに対する御意見を伺ひたいと思ひます。

○村屋雄雄君 私は言ひまでもなく、当然門屋君のおつしやる方法を取るのが当然だと思ひます。わざ／＼諮るまでもなく一般質疑に入りそれから逐條審議に入る、こう思つております。

○一松政二君 一般質疑をやるといふことについて私も異議はありませんが、労働組合法は、一般質問といつても、恐らくその中の改正する部門について、或いは原案についての御意見が多かりかと思ひます。であります。

るからして、一般質問と逐條審議とを並行して、そうして逐條審議をやりつつも一般質問はいつでもそこできるといふ態勢で進めて頂いたらどうかと思ふのです。

○門屋盛一君 大体私は與党側からそんな発言が出ようとは思わんですが、一般質問と逐條審議とを揃えてやるために、労働大臣をこへ動かすにつれて貰えるかどうか、それから伺つて置きましょう。私は審議の計画的な一般質問で國務大臣に対する質疑がどんどん出て来るので、それが終つて逐條審議になれば、政府委員でよいじゃないかと思つてやつたのですけれども、並行でよいということならば我々は異議ありませんから、毎日労働大臣及び國務大臣がこへお詰め願えますか、但し無責任なことは私も言えない。会期を我々が参議院として科学的、合法的に考へて七日ということを決めておるのです。延長七日ですから、その間をどういふ審議方法で行つて、この委員会に各國務大臣を釘付けされたら他の委員会は進行しないと思ふのです。與党の諸君は一つお考直しを願ひたいと思ふのですが、私は與党の希望ならば、大臣を毎日こへ引附けて置いてやりますから、どつちでもよいようにして下さい。

○原虎一君 理事会で運営方法をどうお決めたのか知りませんが、やはりこれは一般質問は然るべく時間を取つてやるべきだと思う。殊に私は先般本会議で質問をいたしましたことに對する重大な問題は、九原則実施と定員法の制定、こういうものを控えて、民自党内閣、吉田内閣が日本の労働問題をどうして行くかという根本問題に

ついて質問したわけでありまして。ですから労働者が現にこの本院の前でハントが行われておる、こういうものを吉田総理が曾て一部労働者を使喚するものとして不逞呼ばわりされるような状態であつてはならぬのであります。法の改正によつて、そういうことはいわゆる労働組合の行過ぎを取締ればよいというふうな觀念で、この法律が出ておるとすれば、根本的な問題が法の制定の精神と吉田内閣の取る労働と逆になつて来るのです。そういう問題を根本的に質したいので、本会議で質問しましたのですが、總理の答弁は至極簡單であり、再質問の機会を外して退席されたのであります。そういう点から考へまして、これは單に法の改正というだけなんです。我々は法文の條文のことはそれ程問題でない。要するに政府の施策に對して労働大衆、國民大衆が信頼を持てば、法はそう私は一字一句をやかましくいつてもしょうがない。そこに私は労働行政の根本があると思ふ。如何に立派に政府が説明されても、いわゆる健全なる労働組合の發展を要求するために、この法律がでるものであるけれども、併し健全なる労働組合の發展を、如何なる政府は施策を持つてやられるか、この政府の實行される施策というものが、國民労働大衆にびつたり來なければ法律を改正しても役に立たん。私はそういう意味において、吉田内閣の労働政策というものが労働大衆の中に、その吉田さんが不逞の徒輩だと言われたような、こういう觀念が掃蕩されるのが國家のために必要だと思ふのです。我々は社會黨のため、野黨のために必要でなくして、國家のために必要だと思ふ。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○田村文吉君 私は今の一般質問をやるといふことは無理からんことだと考へます。でありますから、ただ本会議にも可なり詳しい質問が沢山出ておつたのでありますから、一つ能率的に進むようにお願いして、例えば明後日は何大臣と何大臣が來た。その翌日は何大臣が來ておつたというふうなことを一つ能率的に、お互いが又質問の時間には必ず出席している。こういうふうなことにして、二日間ぐらひは私は一般質問が必要じゃないか。（異議なしと呼ぶ者あり）こう考へます。

○中野重治君 田村さんの御意見に私は賛成ですが、併し言葉の前の方に、私共として領けない点がありますから、その点だけを明かにして置きたいと思ひます。それは本会議では相当詳しい質問が出たのだから、だからこの委員会での一般質問は成るべく能率的に行こう。能率的に行こうといふのは、私は賛成です。併し本会議で質問は出ましたけれども、答へは出ていないので、それから、我が質問するのは質問のために質問するのでなくして、根本的な点に對する政府側の答へを引出したいといふのが眼目なんです。それです。それからその点は田村委員も吐き入れて貰ひたい。私は答へが出ない以上は、それと別個に能率とか時間ということだけは考へることができない。この点を合めて田村委員の意見に私は賛成です。

○田村文吉君 只今お話がありました。私は必ずしもそういう深い意味ではありませんが、在來聞いておりますと、同じことを二度も三度も繰返されたい質問の例が多いのであります。成るべく能率的に、新しいことを聞かれたい。そういう意味で能率的ということを上上げたのであります。

○門屋盛一君 私は田村委員と中野委員とのことで、両方に意見があるので、田村委員はしばしば繰返して、同じことを繰り返して聞くなというふうなことを言われておりますが、これは私が本会議の質問にもしてありますように、我々だつて同じことは聞きたくはないです。併しそれに対する答へをして貰ひたい。すべて質問に對する答へといふものは、横つちよの答へが多くて、質問することに對する答へが

ない。そうすれば何回でも繰返して聞かなければならない。我々は國民に代つて納得してこの法案を通さなければならぬ。私は両方から御意見が出ておるが、まあ委員長から大臣に言い付けるというわけには行かんだろう。能率的にこれを上げたのであつたら、本会議で私がつきり申上げてゐるやうに、吐き割つて話をする。嘘の答弁をしないこと。本當の答弁をえして呉れたらこれは簡単に行くと思ふ。私はこの審議の遅くなるというところは委員会の責任でもない。非能率でもないと思ふ。それからこの委員会の組み方でありまして、これはよく議長と打合せの上で、本会議と重なりまして、自然、怠けてゐるわけではないが、こへ出席し得ない場合が出て来るから委員の開催日については委員長なり理事の方で委員部、議事部とよく打合せになつて下さい。今日もこへ出て三、四十分というものは何ならぬ時間経過してゐる。こんな芝居をしておつたのでは何ぼ経つても果てしがない。大いに賛成であります。能率的にやつて下さい。ただ同じことを質問するなというけれども、嘘の答弁をしないやうに。嘘を言えば私は十通も二十通も聴くから。

○委員長（山田節男君） 先程申し上げましたように、理事会での打合せは会期が非常に制限されておりますから、（会期は十分にとつてあるよ）と呼ぶ者あり。会期の限られた時間に審議を完了したいという建前でそういう申合せをやつたのであります。これは甚だ失礼であります。理事会の打合せが云々というわけではありませんが、でも、只今一般質疑をすべしといふの

と、並行して、一般質疑と、各條審議と並行してやるという御意見がござい
ますが、今後の委員会の運営上の何も
ございませうので、一般質疑を先ず最
初にやりたいという御意見の方の掌
手を請います。(委員長)と呼ぶ者あ
り、その他発言する者多し。

○中野重治君 委員長がいろいろ事を
運ばうとなさるの分りますけれど
も、我々は法案を審議する仕事をする
のだから、一般質問をするというのは
順当な手続であるわけですから、詰り一般
質問をしてから、それが分れば逐條審
議に入つて行く。この法案は非常に悪
い法案で、片仮名交りの文語体を平仮
名交りの口語体にしたところがある
よいだけでは悪いのです。だから逐
條審議なんか出来ない。だから一般
質問を飛ばして、或いは並行して審
議に入れるというのをとるか、それ
とも一般質問から行くかという二つの
方法を出して、どっちをとるかという
ことは私は問題にならないと思う。一
般質問を初めにすれば、政府がちゃん
と答えれば、どん／＼進められるので
す。

○委員長(山田節男君) 私がちよつと
お話ししたのは、そういう一般質疑を
すべしという御意見と、並行してやる
べしという御意見とあるわけですから、そ
の趣旨はよく分ります。

○門屋盛一君 採決をなさるなら採決
をなさる前に、私の質疑に答えて貰い
たい。私は並行審議もよろしいが、その
ときには國務大臣の出席を要求して、
逐條審議と一般質疑を並行してやれば
混線するのですが、そのときに要求大
臣がここに必ず出て貰うということの
答がなかつたら、我々はどつちに手を

挙げてよいか分らないじやないです
か、質疑に対する答をして下さい。
(「そんなことは必要ないじやないか」
と呼ぶ者あり。)

○竹下豊次君 理事会でそう一應決ま
りまして、それは理事会の申合せと
いうものは、この委員会における議事
の進行をなさるについての参考にする
ものであつて、理事会の意見をここで
対立的に採決されるのは面白くないの
ではないかと思ひます。それで私先程
からこの空氣を見ておりました、一
般質疑を先に或る程度やりたいとい
う御希望が多いように見受けられます
から、或るべくならば、そういうよう
な取扱ひを願つて、或るべく能率的に
というところは皆さんお考えの上のこと
だらうと思ひますから、殊更延びるわ
けでありませんので、そういうお取扱
ひを願うことが一番穩當でないかと思
ひます。

○一松政二君 私が並行的にというこ
とは、最後まで、或いは最初から最後
まで並行的という意味でなくしていろ
いろな支障のために、一般質問を最初
何日かの間、後は逐條審議に入るとい
うことであつて、最初一般質問のため
に各大臣のいろいろの都合によつて我
が無意味に時を過ぎなければならん
ようなことがあつたならば、我々は甚
だ限られた日数でこれを審議するのに
非常に不便だから、私は若し一般質問
をやしながら、若しその間に時間があ
つたりするやうな場合には、逐條審議
もやる。我々はそういう態勢をとつて
貰つたらどうかという意見であつたの
であつて、最後までただ一般質問をや
つておける間は、逐條審議に全然入ら
んのだというのはいふに不便じやないかと思つ

てそういうことを申し上げたのでござ
います。(「そんなことは誰も分つてお
ることじやないか」と呼ぶ者あり。)

○委員長(山田節男君) 分りました。
それでは最初一般質疑を先ずいたす
というこの御意見が多数のようでござ
いますし、又委員会としてそうすべき
ものと信じますから、明後日總理大臣
初め各關係大臣の出席を求めまして、
一般質疑を行いたいと思ひます。

○田村文吉君 さうな場合に、委員
長が今尋ねようとなすつたのでありま
すが、明後日どの大臣とどの大臣に來
て頂けるか。それにはどういふ質問が
あるかというのを今日のうちに御準
備なさつて頂いて、余り無駄の時間
を、折角集まつても何もないというこ
とがあると困るから、そういうことを
尙一つおとりになつたらいいと思ひま
す。

○原虎一君 田村委員のおつしやるこ
とは當然で、そういうことは今まで政
府委員なり、それから専門委員なりも
關係しておりますから、一々本会議で
発言するやうなふりにする必要はない
と思ひます。内容まで言うことは……
。ただ私は總理大臣と労働大臣の出
席を要求いたして置きます。

○門屋盛一君 委員会の開催日だけは
委員部とよく打合せて下さい。

○委員長(山田節男君) それでは明後
日總理大臣並びに労働大臣の出席を求
めることにいたしました。一般質疑を
開始いたします。では今日の労働委員
会はこのを以て散会いたします。

午後三時十七分散会
出席者は左の通り
委員長 山田 節男君

理事 一松 政二君
平野 善治郎君
早川 慎一君
村尾 重雄君
原 虎一君
岡田 喜久治君
門屋 盛一君
田村 文吉君
竹下 豊次君
中野 重治君

委員 國務大臣 労働大臣 鈴木 正文君
政府委員 労働事務官 賀來才二郎君
(労働局長)

五月十三日本委員会に左の事件を付託
された

一、労働組合法案(予備審査のため
の付託五月七日)
一、労働関係調整法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
五月七日)

